

平成28年川俣町議会第2回定例会会議録

平成28年川俣町議会第2回定例会は、3月8日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長職務代理者	伊藤智樹君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤真寿夫君	町民税務課長	羽賀洋一君
会計管理者	高野誠市君	保健福祉課長	丹野雅直君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
産業課長	寺島喜美夫君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	教育次長	佐藤修一君
生涯学習課長	増賀喜芳君	監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大内 彰 書記長 岡 健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 議案第10号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第12号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第13号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第25号 平成27年度川俣町一般会計補正予算（第8号）（質疑・討論・採決）
- 議案第26号 平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

(質疑・討論・採決)

議案第 27 号 平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

(質疑・討論・採決)

議案第 28 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(質疑・討論・採決)

議案第 43 号 川俣町新庁舎外構工事請負契約の締結について

(説明・質疑・討論・採決)

◎開議の宣告

○議長（斎藤博美君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、6番議員 新関善三君、7番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2，議案第10号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第3，議案第12号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第4，議案第13号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第5、議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番(遠藤宗弘君) 10番 遠藤です。

直接的には、これと絡んでくるっていえば絡んでくるんだろうが、職員の給料は、人事院勧告に基づいて若干ではあるが引き上げることなんですが、この役場の中で同じく仕事をしている臨時職員については、どういうふうに考えておられるのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長(斎藤博美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 質問にお答え申し上げます。

今、ご質問の臨時職員の給与の反映でございますが、平成28年4月1日付で改正をさせるものでございます。

○議長(斎藤博美君) 10番 遠藤宗弘君。

○10番(遠藤宗弘君) まあ、改正させるということで、改正の予算は、この当初予算に組まれているんですね。どの程度の改正になるんですか。

○議長(斎藤博美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 質問にお答え申し上げます。

臨時職員の賃金でございますが、1級を使っておりますので、1級の給料表をざっと見ますと、大体月額2,400円から1,300円上がっております。その差額で、今回4月1日に改正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○10番(遠藤宗弘君) 質問は幾らってということなので、答弁願います。

○議長(斎藤博美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 大変すみません。総額で大体2,400円を上げるを想定しまして、総額で124万4,800円の今回増額になる予定でございます。その増額

見合いについては、当初予算に計上しておりませんので、6月等の補正予算のほうに反映をさせていただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、私も議会に長いこと出ているんだけど、さっき言ったことがまるっきり次の答弁で打ち消されるというようなことがあっていいんですか。

議長のもとで、ちょっと調整してくださいよ。さっきは、予算に反映していますって、ちゃんと言ったんですよ。私はそれで納得、ああ、そうかということで納得したから、手を挙げなかったんですよ。

そしたらば、今度は予算に反映していないから、ということになったら、4月1日からは実施できないでしょうが。ほんな、ほんなでたらめな答弁をするようだったら、議会なんかやる価値ないですから。議長、すぐやめてください。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 暫時休議します。 (午前10時07分)

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。 (午前10時32分)

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） それでは、答弁の修正をさせていただきたいと思えます。

先ほど臨時職員の賃金について、4月1日付で賃金を改正する、または改正させていただきたいというふうなお話をしました。答弁をしましたが、次に修正をさせていただきたいと思えます。

改正前の賃金で予算計上しておりますので、この議決後に賃金表は4月1日で改正させていただき、所要の予算については、補正予算で対応させていただきたいというふうに修正をお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありますか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私、さっき聞いたのと、今、総務課長が言ったの、違く聞こえるのね。そういうふうには、私、言ったようには聞こえないですよ。だから、議長、最初、一番最初の答弁の文章全文出してもらって、どういうふうに直すんですというふうに出してもらわねえと、最初そういうふうに言っていないもん、ほんなこと。

最初の答弁はどういうふうに言ったんだか、ちゃんと文書でください。そして、どういうふうに直しますと、こういうふうにしてもらわねえと、今のだって、よくわかんねえもんね、俺、言っていること、意味が。最初言ったのはそう言っていないもん。

○議長（斎藤博美君） ただいま2番議員の議事進行なんですが、皆さん、資料配付ということで。そうしますか。皆さんの、今、2番議員からあったんですが。

遠藤宗弘議員。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、この、まあ、克明に言えば、私はその後の質問はしていないんですよ。不規則発言に答えて、当局が墓穴掘ったというのが実態ですよ。で、ただ、総務課長が言ったのは、予算とってありますからと、ちゃんと言っているんですよ。

だから、それで、そういう臨時職員に対する対応をするということだから、私はあと何にも言う必要がないから黙っていたんですよ。再々質問、私はしていないですよ。それに対して、そういう答弁をして、ほいでは、まるっきり180度変わっちゃったから、こんな話はないだろうと。議会の場で答弁して、前に言ったのと後に言ったのがまるっきり変わるようでは、審議にならないだろうということで、私は言ったんですよ。だから、それをはっきりしてもらわないとだめなんですよ。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） じゃあ、暫時休議します。

（午前10時36分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午前11時31分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ただいまテープを起こして、何回も、こう確認しました。文書できました。この文書は間違いありませんので配付します。お願いします。（文書配付）

それでは、答弁願います。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） それでは、答弁をさせていただきたいと思います。

原稿を見ていただくと、私の答弁が3カ所ございます。

1カ所目は、質問にお答え申し上げたいと思います。今、質問の臨時職員の給与の反映でございますが、平成28年4月1日付で改正をさせるものでございます。

2点目は、質問にお答え申し上げます。臨時職員の賃金でございますが、1級を使っておりますので、1級の給料表をざっと見ますと、大体月額2,400円から1,300円上がっております。その差額で今回4月1日に改正させていただきたいと思っています。以上です。

続いて3点目、大変すみません。総額で大体2,400円を上がるということを想定しまして、総額で124万4,800円の今回増額となる予定でございます。その総額見合いについては、当初予算に計上しておりませんので、6月の補正予算のほうで反映させていただきたいと思っております。

以上の3カ所について取り消しをしていただきまして、修正後の答弁としまして、改正前の賃金で予算を計上しておりますので、今回、この議決後に、賃金表は4月1日で改正させていただき、所要の予算については、補正予算で対応させていただきたいと、修正をお願いしたいと再答弁をさせていただきたいと思います。

大変ご迷惑をかけて、申しわけございませんでした。ただいまをもちまして答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） お諮り申し上げます。

今、修正の発言がありました。これでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけ確認したいんですけども、この臨時職員の賃金というのは、規則で定まっていますよね。そして、その規則では、1級の何号級って書かっているはずですよね。それは当然4月1日に、去年の27年4月1日に職員の給料表が変わるわけですから、臨時職員の賃金を計算する基礎金額が変わるわけですよね、去年の4月1日にさかのぼって。当然、だから、臨時職員の方も27年の4月1日から新しい賃金表になるのが当たり前なんです。で、これまで、そういったことを波及させてこなかったというのは、それは事実として川俣町あるわけですけども、規則も条例も同じでございますよね。

そして、ましてや国は、今総理大臣初めとして、同一労働、同一賃金だと。賃金は引き上げなさいということを行っているわけですね。ましてや非正規雇用の方の待遇改善ということは、国も挙げてこれに取り組んでいるわけですよ。

じゃあ、そういった中で、規則に書かされていて、分子のところが、例えば21分の何がしかで割って、1カ月の1日の給料を出して、1カ月の給料表というのをつくっているはずですよね。そうしますと、規則どおり計算すれば、臨時職員の方も27年の4月1日から差額が、当然支給するのが、雇用主である川俣町の義務だと思うんですけども、そういったことは措置しないのでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えを申し上げます。

ただいまの質問、川俣町賃金支弁職員雇用管理規定に定まっております。昭和60年3月28日に制定したものでございます。

計算方法については、議員お質しのとおり、行政職給料表の第1級の表を使いながら、日額を算定する場合は、21分の1に相当する額で計算をさせていただいているところでございます。10円未満については、切り捨てをしているところでございます。

今回、人事委員勧告に合わせて遡及をして、臨時職員も改正すべきだというようなご提案でございますが、今まで川俣町もやってきておりません。今後、県、国と調整しながら、検討、勉強させていただきながら、将来に向けて検討課題にさせていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 再質問させていただきますが、だから、今までやっていないことは、私も承知しているんですよ。だけど、国挙げてですよ、デフレ脱却、いうふうなことで、ましてや非正規雇用労働者が、今回の議会にも陳情書出ていますけども、4

割を超える中で、その非正規雇用労働者の方々の労働条件の改善を図らないと日本経済の活性化ができないということで、安倍総理大臣を初めとして政府、経済界、労働界挙げて、非正規雇用労働者の待遇改善というのに取り組んでいるわけですよ。

それで、規定であれ、規則であれ、条例であれ、職員の方々ね、職務代理がよく言うコンプライアンスからいえば、その規定どおり運用するのは義務ですよ、皆さんの。その規定でそうなっているにもかかわらず、臨時職員、職員には差額遡及すつけども、特別職にも差額遡及はするんだけど、要は一番弱い条件で働いている、そしてましてや正職員と同じように平常業務に従事をしている臨時職員の方々の待遇改善を図らないということは、規則に違反するんじゃないですか、その規定に。だって、分子が変わるんだから。当然4月1日にさかのぼって計算すれば、差額が出てくるはずですよ。で、その金額は、別にですよ、大した大きな金額ではないし、だけど働いている臨時職員の方々にとっては、大変大きな金額だと思うんですよ。低賃金で働いているわけですから。

だから、その規定どおり運用するということであれば、先ほどの答弁にある4月1日で改正させていただきますというけど、何も改正はすつことないんですよ。号俸で指定しているだけなんだから、規定そのものは。それが27年4月1日にさかのぼるんですから、当然そのとおりに計算して出してやるというのが、現在の国を挙げての、この非正規雇用労働に対する、皆さんに対する措置としては正しいものでないかと私は思うんですけども、規定がどう書かっているように、そのとおりは運用しないということ、あしき慣習をいつまでも続けている必要はないと思うんですけど、あくまでもさかのぼらないということなんですか。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 再質問にお答え申し上げます。

今まで、実際、川俣町で臨時職員のほうに、給与改定分については遡及をしなかった。議員お質しのとおりに、するべきではないのかという問いでございます。

私も実際考えてみますと、総給与分が変わりますので、適用ができればと思いますが、今後、来年に向けて、できるかできないかも含めて検討させていただきたいということで、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あの、総務課長ね、それおかしいでしょ。規定どおりやったら、遡及するのが当たり前だというふうには書かれているわけですよ。規定どおりやらないことが正しいんだということはないでしょう。あしきことは直せばいいじゃないですか。

そして、財政的には余裕があるんだということで、特別職の俸給だって上げたわけですよ。特別職の俸給上げた分よりもはるかに少ないですよ、差額の計算のほうが。臨時職員全員に出したって。だったら、規定どおり運用するというのが当たり前のことですから。その当たり前どおりなぜ運用しないということが正しいというふうに、答弁になるんですか。ましてや予備費使ったってですよ、これは臨時職員の方は、物

件費ですから。予備費充当したって何だってできるじゃないですか。まさにそれが非正規労働者に対して正職員との差額ということで、社会的に問題になっている課題でしょ。

例えば、福島市だって県庁だって、臨時職員の方にボーナス出してますよ。川俣町だけじゃないですか。ボーナス出していないの。そういうことも含めて、国は非正規も正規の職員も同一労働、同一賃金ということでやっていきなさいということ国を挙げて進めているわけでしょ。だから、何も予算措置もへちまもないわけですから。当然、規定どおり運用するという回答をするのが、条例規則を守って仕事をする当局の立場だと思うんですが、条例規則に書かれていることをやらないということであれば、何を信用して議論をするのかということになるでしょ。財政的にも、何ももつわけですから。

もう一度答弁をお願いしますよ。規定どおりやるのかやらないのか。規定どおりやるのが当たり前でしょ。義務でしょ、皆さんの、それは。まさにコンプライアンスですよ、それは。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 議員からのお質しであります、臨時職員給与改定、さかのぼってやるべきではないかというお質しであります、こちらにつきましては、なおですね、お時間をいただきまして、議員のご意見を踏まえまして、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第6、議案第25号「平成27年度川俣町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かご質問をさせていただきたいと思いますが、まずもって一つは、この山木屋避難地区の復興にかかわる諸事業が、特にこの避難地区の農地等保

全管理事業等でございますが、これらが皆減あるいは減額ということで、当初提案をした予算が、ほとんど実行されないというふうな状況にあるわけですね。

こういった状況の中で、いわゆる町が考えている農地保全管理事業というのは、いつになったら正式に町が考えているような事業展開ができる見込みがつくのか。毎年毎年、こう上げるんだけど落とします、上げるんだけど落としますということを繰り返しているわけじゃないですか、この2カ年間。そういった状況では、いつになってもこの山木屋の方々、帰りたいという方々含めて、従来山木屋で営んできた農業生産等に従事するという事は不可能に近いと思うんですけども、いつになったらこういった見通しがつくのか、お聞きをしておきたいと思います。特に、皆減になっている事業が幾つかございますので、それらについてどういう理由で皆減なのか。そして、それはいつから正式にできるようになるのか、これらについて、明確にお答えをいただきたいと思います。

それからもう一点は、地方創生にかかわる事業で、道の駅かわまたにかかわる約2,000万の補正予算が出ておるわけでありまして、これらについては、ほぼ全額委託料なんです。で、国が進めている地方創生は、地方の地位とかそういったものを活用して、人の流れを地方に導くことによって、地方の経済を再生して振興を図りなさいということだろうと思うんですけども、今回の提案の中身を見ると、道の駅活性化プラン作成等の業務委託料ということで、2,000万黒字、1,900万丸投げで出ていくわけですね。で、それが、じゃあ、どこの業者さんが委託をして受けて、川俣町の道の駅の活性化を、道の駅を中心とした活性化計画をつくって、川俣町の地域経済の再生につないでいこうというふうに考えているのか。またぞろ東京のコンサルタントが来てつくったって、そんなの全国全く同じような状況しか出てこないと思うんですよ。この間、2カ年間、いろんな計画を川俣町つくってききましたけど、ほとんど玉虫色といいますか、どこの自治体でも通じる話が、川俣町のデータが変わって、名前が変わっているだけの話ですから。そういった意味で、本当の意味で地方再生につながる業務委託料になるのかどうなのか。こういった委託料でない国は金を出さないのかどうなのか。この2点、明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、債務負担で、山木屋パトロール業務委託料が1億9,958万4,000円出ているわけですけども、これに伴う業者さんへの仕様書だということで、当局から全員協議会等でいただいたわけでございますが、この山木屋のパトロール業務というのは、震災以来、山木屋の方々の雇用の確保というのが一つありまして、もう一つは、山木屋地区の治安の維持といいますか、そういった二つの課題でもって、山木屋の方々に避難をさせた上では大変恐縮なんですけど、パトロール隊員として、地元を精通している山木屋の方々にパトロールをしていただいて、山木屋の治安の維持、安全・安心を図っていこうということで始まった事業ですね。で、その5年間やってきて、まあ4年間かな、実質は。まあ、4年半ぐらいかなと思うんですけど、今回この委託をしなくちゃいけない、委託に変えるという基本的な理由は何なのかというのが、1点ですよ。

それから二つ目は、今まで協力してきた山木屋の方々の雇用がどのように変わるのか。例えば、賃金一つとって、今までよりも上がるのか下がるのか。身分は今までは川俣町の臨時職員という身分ですが、その身分はどうなるのか。一番は給与体系と身分だと思えます、働く方々にとっては。そして、希望する人は全部雇用されるのかどうなのかですね。この辺についてお聞きをしたいと思うんです。

さらに、この業務細則といいますか、業務仕様書を含めてなんですが、この仕様書を読んで、私全然わかんないんですね。1回、全員協議会で説明を受けて、その後言ったらまた直したようなんですけども。目的から始まって、業務の内容のところを読んでも、さっぱりようわからんですよ、この業務内容では。事業細則も読みましたけど、まあ、何ていうんですかね、精査されていないというか、整理されていない中身なんですね、全然。

で、とりわけその中で問題なのは、安全パトロールなんでしょ、あれ。でも、防犯パトロールって書かっているところもあるのね。そうすると、安全パトロールと防犯パトロール、どう違うのかということも整理されていないし、あと、この、何ですか、新規に雇用しなさいとかさ、何かその、業者さんが自分で決めることを押しつけていることもいっぱい書かっているじゃないですか。あげくの果てに、今度行政財産は無償で貸すぞみたいなこと書かっているじゃないですか。これもまた私全然わかんないですよ。

だから、このような、まあ、何ていうんですかね、精査をされていない仕様書、業務細則で委託をしたら、働く人にとっても、あるいは山木屋の方々にとっても、あるいは財政支出をする川俣町にとっても、大変ほの問題を後に残すんではないかと思えますので、どういうふうな委託内容なのか。そして、どのような業者を想定しているのか。

その仕様書のですね、すみません、お借りしますよ。一つ言いますと、いいですか、仕様書の一番の目的。この仕様書は、川俣町が業務遂行情報を有している民間事業者に委託すると書いてある。ここに形容詞が入るのね、これ、業務遂行情報を有している民間事業者。こんな業者あるんですか、世の中に。今まで直営でやってきたのに、山木屋の安全パトロールについて、業務遂行情報なんて有している業者なんかないじゃないですか。もう、そこの出だしから、私おかしいと思うんですよ、これ。そういうことを含めて非常に不十分なんですよ、この仕様書。細則もそうですけど。これで本当に委託しようとしているのか、想定している業者は誰なのか、それらについて明確にお答えをいただきたいと思えます。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 質問にお答えいたします。

営農再開に係る、皆減になったような事業の理由と今後の見通しについて、お答えをいたします。

まずは、原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業の中に、営農再開情報発行・調査委託料というものがございました。こちらのほうは皆減でございます。理由につき

ましては、農地の引き渡しに1平米もなかったというところが理由でございます。

続きまして、水稻生産環境再生対策事業、こちらのほうも皆減となっております。理由につきましては、同じように引き渡しに1平米もなかったということでございます。

続きまして、復興組合の支援事業。こちらの、このうちの営農組合に対する補助、こちらのほうが全体としては皆減ではないんですが、営農組合に対しては、支出はゼロということで、こちらも同様に引き渡しに1平米もなかったことが理由でございます。

続きまして、保全管理事業補助金。こちらの中では、営農組合のほうには若干の支出がございますが、再生受託組合への支出は全然ありませんでした。理由につきましては、引き渡しが見込めない、1平米もないということが理由でございます。

続きまして、農地地力回復対策事業補助費。8万円の支出は予定がありますが、大きく支出はございません。理由につきましては、同様に引き渡しが無いということでございます。

最後、農地深耕事業費補助金。こちらのほうは、皆減でございます。こちらのほうも理由は同様に農地の引き渡しに全くないということでございます。

今後の見通しでございますが、環境省が先ごろ示した今後の作業についての資料に基づきますが、平成27年度中には172ヘクタールを順次引き渡しをしていきたいということ。そして、雪解けの以降、381ヘクタールを、こちらのほうは、まだ剥ぎ取り客土までですが、その先の地力回復後期の作業が終わり次第、引き渡しをしていきたいということ聞いております。目標としては、平成28年中というふうに表現されておりますが、その進捗次第でこれから大きく皆減となったような事業が進んでいくという見通しを立てております。

以上で答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にお答えします。

補正予算書の29ページ、道の駅かわまた活性化計画策定業務委託料の件でございますが、まず、議員お質しのどこの業者で請け負うのかということでございますが、こちらのほうにつきましては、まだ決まってはございません。これからということになります。

内容等のほうでございますが、まず町の活性化のためには、一つには、道の駅を拠点としました地域活性化の取り組み、こちらが有効と考えております。ただ、併設されている各施設でございますが、それぞれの趣旨に基づきまして段階的に整備されており、整備後の各施設の効果、検証や見直しが行われておりません。また、利用者からも、駐車、休憩、食事スペースの不足などの意見が寄せられており、課題が残されている状況でございます。

したがって、道の駅として、休憩機能または情報発信機能、地域連携機能、こちらの3つの機能について、改めて問題、課題を整理、検証するとともに、これらの

する予定にしております。

あと、仕様書細則等については、今、国と調整をしまして、最終案等ができましたら、また、再度皆さんのほうに提示をしたい。

なお、隣村であります飯舘村さんでも、同じく業務委託で来年度からやるということになっておりますので、その際も整合性を保って発注をしていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 再質問させていただきますが、まず、山木屋地区のこの営農再開に係る事業でございますけど、ただいまの答弁では、平成27年度中に農地の引き渡しは127ヘクタール予定されていると、こういうことでございますけども、きょうは3月8日なわけでありますよね。まだ、今現在では1ヘクタールも引き渡しはないんだと思いますが、この127ヘクタールが引き渡しを受けたという前提で、新年度当初予算は編成されているのかどうか確認をしておきたいと思います。

それから、道の駅かわまた関係ですけども、ソフト事業に使うしかないんだという、国がソフト事業にしか支出しないという、今、答弁でございましたが、ソフト事業ということですから、委託をしなければだめなのか、もしくは直営なりでやるということも認められている事業なのか。そういうことからいけば、いろんな、本当にですよ、町民の声なりあるいは本当に川俣町に関係するふるさと大使という方もいるわけですね、町長が任命して、東京に5人だか6人いるわけですけど、そういった方々含めて、直営でやるというふうなことでは、国の補助金といいますか、交付金は来ないのかどうかもお聞きをしたいと思うんです。というのは、一般的にこういうものをつくる場合、ひもつきでこのコンサル使いなさいみたいな、ほとんど今までありましたよね。厚生労働省ここだ、経済産業省はここだ、農林省はここだみたいなね。で、そこに丸投げしているというような状況だったわけですね。

そうすると、北海道から沖縄まで、似たような計画書つくって、はい、終わり。あとは実態は反映されないというのが、今までの経緯があったわけでありましてけれども、そういったことにならないためには、やっぱりきちっと地域の人たちが、あるいは、川俣町に応援してくれる方々を集めて、本当の計画をつくったほうがよろしいかと私は思うんですが、そういったことではお金が出ないのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、この1,900万と、すぼっときれいに予算が載っているわけでございますけども、これの費用積算というのは、どういうふうになって1,900万なのか、それも質しておきたいというふうに思います。

それから、パトロール隊の問題でありますけれども、仕様書については、これからもう一回精査をしてというお話を今いただいたわけでありまして、ぜひ、精査をする際に、やっぱりほの目的ね、それから、業務の趣旨及び概要、業務の範囲、内容、さらに資格要件のところね、特にこの(5)。何て書かっているかという、業務従

事予定者または役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に掲げるものがその経営に実質的に関与しないことと書かれているのね。と、実質的に関与していないというのは、町が、3年前ですか4年前ですか、つくった暴力団排除条例っていうの、ありますよね。あれでは、あれですよ、通常こういう視点でもだめだと言っているわけでしょ、交友関係があるものは。これは、実質的に経営に関与していなければいいというふうに読みかえられるのね。

その後ろにも、可というのがあって、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると、こう書かっている。じゃあ、交友しているのは構わないということなわけだよ。こういうふうにしらば。社会的に非難されない関係であればいいということですよ。だから、暴力団排除条例と全然整合性のないことを書いているんでないかと私は思うんですよ。

まあ、一例を挙げればそういうことなんで、ひとつその辺きちっとこの、みずからがつくった条例ですから、議会で議決して。その条例の趣旨が、例えば業務委託であれ、工事関係業務であれ、全て徹底してやっているわけですよ。でもこれを見ると、通常やっている工事請負あるいは業務委託よりも、さらに、こう、易しい中身になっているのね。だから、その辺はもう一回見直すべきだというふうに思うんです。

それと、今の総務課長の答弁だと、給与は今の現行水準が保障なんだと、こういうことですよ。そういうお話でしたよね。ずっと、これ、債務負担で1億9,958万4,000円、この債務負担をするんだということですけど、今現在、このパトロール隊員にかかわるお金からいうと、この1億9,958万4,000円の中身、債務負担する中身の、町としての積算としては、パトロール隊員は1人何ぼで計算して30名で、人件費として計上しているのかね。それと、今現在の給与体系とは全くイコールなのかということを確認に、ひとつお示しをいただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご質問にお答えいたします。

営農再開事業に関しまして、新年度当初予算は、今年度引き渡し予定の127ヘクタールを見積もりの基礎と、前提としているかというご質問でございます。

まず、農地保全管理事業、こちらのほうは、127ヘクタールを基準としてきまして、見積もり上は125ヘクタールで見積もりをしております。そのほか、管理耕作、それから地力回復、深耕事業、関連してございますが、こちらのほうは、127という数字じゃなくて、もう少しやはりこう、かたい見積もりをすべきということで、現在20ヘクタールを基礎としております。

以上といたします。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

地域創生に係る道の駅事業費につきましては、このたびの国からの地方創生加速化交付金を財源に取り組むものでございまして、先ほど産業課長がソフト事業を中心に活用できるということの答弁を申し上げましたが、交付金の対象事業について申し上げ

げます。

ソフト事業中心ということでございますが、ソフト事業と密接に関連をしますハード事業についても、一部交付金が対象となります。ただ、ハード事業がおおむねを占める場合は対象外ということで、50%以上になる場合は対象としないというふうな制度設計になってございます。

対象としない事業といたしましては、職員の人件費、それから基金への積み立て、これらはだめだということであってございます。また、特定の個人などへの給付事業についても対象としない定めになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にお答えいたします。

まず委託での発注ということで、これは直営ではだめかというようなお質しでございますが、これは直営でも交付金の該当になると考えてございます。

なお、地域の人とかふるさと大使の人を頼んで、地元でできる限りのことをやればどうかというようなお質しでもございますが、まずは、そちらの考えはあるとはございますが、業者のほうに発注いたしまして、総体的な調査について今回実施しようとするものでございます。

また、積算の内容でございますが、概略で申し上げます。まず全体設計としましては56万円ほど。あとは基礎データ収集調査分析で600万円ほど。現状分析課題の整理で80万円。活性化方針の検討整理、こちらが137万円ほど。あとは具体的な施策、事業案の検討整理で137万円。あとは計画書作成が210万円。あとは策定委員会運営支援で184万円。推進人材育成支援で250万円ほどを見込んだところでございます。こちらに一般管理費として15%ほどの経費を計上しまして、総額約1,900万円となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げたいと思っております。

先ほどの仕様書なり細目については、暴力団排除条例等の条例に基づいて、きちっと見直しを図って、再度見直しを図りまして、皆さんのほうにまた提示をさせていただきたいと思っております。

パトロール隊の業務委託料1億9,958万4,000円のうちに、どの程度賃金、社会保険料が含まれているんだということでございますが、昨年計上しました1億3,814万円以上は含まれているというところでございます。なお、詳細については、ちょっとお時間を頂戴したいと思います。

以上、答弁とさせていただきたいと思っております。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 暫時休議します。 (午後1時15分)

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後1時22分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

昨年ですと、社会保険料込みで1人当たり340万程度で計上しまして、今回も大体同じく340万程度で計上したところでございます。なお、社会保険料込みでございますので、お間違いのないよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 最後の質問になりますけど、山木屋の件はわかりましたんで、あと、予算委員会でやらせていただきます。

それから、道の駅の件ですけども、要はその、道の駅かわまた委員報酬というのも今回の補正予算に出ているわけですよ、64万8,000円って。で、今、その1,900万の業務委託料の中にも、策定委員会とか何とかあって、250万だ300万だと話しているわけですよ。

で、要はこっちのね、じゃあ、町が直接開きます策定委員会とこっちの業務委託をしたほうで開く策定委員会と、どういうふうに性格が違うんですかという問題があるわけね。だって、本来、策定委員会開くんだったら、直営でやるのは当たり前じゃないですか。で、策定委員会の方針とか決めて、その方針に従って業務を委託受けた業者さんが基礎調査をしたりですよ、その基礎調査を土台にして方向性を出してみたりってやっていくのが当たり前だと私は思うんですよ。そうすれば、町の主体性も出てくるし、それぞれの地域の声も関係者の声も吸い上がるんだと思うんです。

ところが、全部丸投げで、委託を受けた業者さんが策定委員会開いて、策定委員も委託業者さんが選んできて、そしてやって、はい、役場にできましたよともらう。そうすると、分厚い計画書ができてくるんだけど、役場の職員はちんぷんかんぷんでよく把握もしていなくて、議会にただ持ってきて配るだけというのが、今までの経緯でございますよね。いろんな計画書つくっても、間違っていることもわからない。

だから、それは直営でだめでないんだと、こう言っているんであればですよ、策定委員会に例えば300万、400万という金を費やしてですよ、この業務委託料のほうから。で、策定委員会が主導権をとって、業務委託業者を使って基礎調査をさせたり、まとめをさせるというふうにはできないものなのかね。そうするのが、私はやっぱりほんとに地に着いた計画書ができるし、あすの道の駅の活性化にもつながるんだと思うんで、そういう方針に変更はできないのかどうかお伺いしておきたいと思ひます。

それから、山木屋のパトロールの件ですけど、要は賃金が去年の段階で1億3,800万しかかかっていないんだと、こういうことですよ。で、ほいっつありえ料だ何だっつ入れても、まあ、1億9,900万に私はなんないと思うんですよ。

要は、業者に委託するから、業者の管理料というのが15から25くらい、30く

らいは取りますよね、当然。そうでなかったら、業者さんはやっていけないわけだから。だから、今までよりも経費がかかる、圧倒的に。1億9,900万円ですから。まあ、ざっと計算すれば5,000万以上高くなるわけでしょ。と、その5,000万高くなった分は何かといたら、業者さんのもうけじゃないですか。だって、パトロール隊員だって減るんだから。35名から30名に減るんだから。当たり前の話、業者さんがもうからなかったらやらないんですから。

じゃ、何で直営から、余計に金がかかるということは、税金をいっぱい投資することですよ。余計に金がかかるということはわかっていながら、何で民間に委託をしなくちゃいけないのかと。じゃあ、業務の効率化だ、いやコストの削減だと言ったけど、誰考えたってコストは上がっているじゃないですか、これ。今まで1億3,800万が1億9,900万になるんですから。そして、多分、前の仕様書を見ると、車は町で借りているがな、ただで貸しますよ。プレハブもただで貸しますよって。駐車場もどうぞ自由にお使いくださいって言ったら。

今までよりもはるかに金がかかることを、何であえてしなくちゃいけないんですか。緊急雇用がだめで、再生加速化交付金になったとして、直営では何で国が認めないんですか。今まで4年間やってきて、何か問題があったんですか。問題があったから委託すんだっていうんなら、それはそれで私わかりますよ。だけど4年間やってきて、何ら問題もなく、これもコストも安くできて、それを今度は問題がないのに委託をして、何千万も上乗せした金額で業者に投げて、これで、何でコストの削減だの業務の改善につながるんですか。要は国がこれでないだめだと言っているから、このとおりやるっつうだけの話なんですか。そこ、明確にしてくださいよ。だったら、委託する理由がないですもん、何も。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にお答えいたします。

先ほどお答えしました積算の内訳の中身に、確かに策定委員会の運営支援等々も入ってございました。で、議員お質しのとおりに、策定委員会の方々と十分協議をいたしまして、あとはそこにある施設、振興公社、織物同業会、農協等ともよく打ち合わせをしながら、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、事業発注に当たりましては、金額の精査に努めまして進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えを申し上げたいと思います。

ただいまご指摘のとおり、業務委託にすると割高になるのではないかということのご指摘でございます。なぜ業務委託をしなければならないのだという問いに対して、今のところは国のほうの指導に基づいてやっているところでございますので、あと、入札等をやってみて、実際どの程度下がるかがわかりませんので、今のところ国の指導に基づいてやっているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上を答弁とさせていただきますと思います。

○議長（斎藤博美君） 質疑ありませんか。

11番 菅野清一君。

○11番（菅野清一君） 2点ほどお聞きしたいんですけど、さっき言った農地保全のね、今は地元でさげて全く進んでないわけですけど、127とかと言っているんですけど、これ、農地保全に関しては、いろんな人が言われていますけど、あのままでは引き受けられないという人もかなりいるんですよ。ということは、100%全員が受け取りを拒否するかどうかわかりませんが、これ、受け取りは拒否できることになっているんですよ。こんな状態では引き渡しは受け取りできないと。まず、これは一つ確認したいことと。

先ほどのパトロール隊のやつなんですけど、これも私のところにいっぱい来ています。役場は逃げたのかと。完全に業務放棄だと。でしょ、だって、わけのわからないところに雇用されるわけですから。で、勤務時間を見てもわかるとおり、実質勤務時間は長くなって、給料は下がるというふうのが、大体一般の見方ですよ、現実。しかも、この中に書いてある、甲の要請があった場合は、速やかに対応することと。この甲の要請の対応って、じゃあ何が入っているのか、何にも書かかっていないし、問題は、ここに働く人たちの身分のことがほとんど書いていない。形だけなんです。要するに、車両の貸与とかプレハブとか。

あともう一つは、その敷地、これまでは敷地内に入らなかったんですね。今度は敷地内に入るわけですよ。

ところが、課長ご存じのとおり、各家、ほとんどの家がバリケードを張っています。あのバリケードは、本人の意思以外では外すことができないんですよ。あれを外すには、それなりの法律という根拠がどこにあるのか。それも、甲乙協議の上で決めるんでしょうから、甲の指導が、どこまで個人の占有権何なりで該当できるのか。恐らくあのバリケードは外さないと思います、ほとんどの人は。あれを外さない限り、車両で進入はできないですから。仮に徒歩で進入した場合、住居不法侵入で訴えられても、これ、やむを得ないわけですね。こういう場合は、一体どういう対応をするのかと。当然だと思うんですよ。だから、復興庁の指導っていうんで、復興庁がその業者を連れてくるんですか。

だから、課長、本当のことを言ってくださいよ。どうもうそ臭いんですよ、私から見ると。役場は楽なほうを選ぶ。安上がりと言うけど、実際安上がりでもない。業者を入れるための政策でしか、何でもねえじゃないですか、こんなことは。今までどおりやればいいだけの話。それで金来ないというんなら、財調6億もあるんですから、それでやればいいだけの話ですよ。あとは東京電力に請求すればいいの。そのぐらいの姿勢がなくてやっているから、私は問題だと言うんですよ。だから、本来は、パトロール業務があるんですけど、雇用対策もあるわけですよ、現実には。たしか一時よりは減りましたが。かといって、いつまでもパトロール隊をやっているわけにはいかないですから。

だから、少なくともその辺の対処がきちんとされないまま、こういうふうに民間に丸投げというのが、本来、基礎自治体の役目としてはいかなものかと私は思うので、こんなでたらめ予算には、私は賛成するわけにはいきませんよ。その辺はきちんともっと、雇用される側が不安にならないような雇用体系を、じゃあ、甲は乙に対してどこまで踏み込めるのかということをごきちんとしてもらわないと、こんな内容を認めるわけには、私はいきませんよ、現実的には。本当のことを答弁してください。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 農地引き渡しに関して、ご質問にお答えいたします。

環境省のほうは、引き渡しに際しましては、地権者等と現地で確認をしながら、立ち会いをしながら、引き渡しをしていくということを基本としております。

また、農地機能に不具合等があれば対応するということも、私どもに話をしております。町としましても、確実な成果として引き渡されるよう見届ける。あるいは、必要に応じて意見をまいります。

以上、答弁といたしています。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げたいと思います。

今回の業務委託の仕様書で、パトロール隊の方々が、各個人の避難している住宅の見回りもするというような条項も入っております。実際、バリケードが入って、どう対応するんだというところがございます。あくまでも、本人の同意に基づいて、バリケードを越えて入るような形にはしたいと思っております。その同意取りつけについては、今後検討をしていきたいと思っております。

あと、雇用対策、雇用不安の問い合わせがあるというような質問であります。その雇用不安に対しては、万全な対策を今後講じていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、質問の答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 11番 菅野清一君。

○11番（菅野清一君） だから、私聞いているのは、何か本当の狙いを聞きたいんですよ。そんな形式的なことじゃなくてね。何が目的なのかと。だから、要するに面倒くさくなったわけでしょ、簡単に言えば。だから業者に丸投げしたほうがいいということでしょ、これは簡単に言えば。そういうふうにみんな受けとめているんですよ。実質的に労働時間長いんですから、今度は。今まで4時間だったでしょ。拘束上はありましたけど。変わっていくんですよ、現場は。じゃあ、今までと同じだ同じだというんだけど、同じ人がやってるから同じだというだけで、何も同じじゃないんですよ。

ほんで、一番前は、さっき言ったとおり、個人の同意得ないから中に入れないわけですから、それを業者がやるわけでしょ、責任は。町がどこまで責任があるのかわかんないでしょ、これでは。じゃあ、具体的に言うなら、川俣町の制服を着て今やっているわけですよ。そうすると、この制服は業者の制服になるわけですよ、そしたら。

川俣町の制服ではおかしいわけでしょう。どっから考えたって。

だから、何でそんな無理して業者に丸投げするようなことをやるのかと。これは復興庁の相当な圧力でもかかってきたわけですか。私は、これは原則的に町が責任持ってやるべきなんですよ。何でかといったら、避難しろというのは総理大臣ですけど、させたのは町長ですから。形上そうなるんですよ、制度上。だから町が責任をもってやればいだけであって、復興庁なんて関係ないですよ。何の役にも立っていないですから、現実には。寄せ集めですから。実際権限ないんですから、復興庁になんか何にも。急いでやるとなると。

だから、町は本当に基礎自治体の使命をきちんと果たす立場で考えれば、町が直接今までどおりやればいい。それだって問題ないわけではありませんけど。というのはね、仮設とか含めて緊急雇用が6カ月契約になって、3カ月契約になって。物すごい違法になっているわけですよ。それ、みんな聞いているんですよ。いずれ俺たちは切られるなという意識が先に立つわけですよ。

そこに今度、バリケード入ったところに入っていったら、必ずこれ、もめごと起きますよ。うちは許可してないのに入ってきたとか。そしたら、また住民とあつれきが始まるんですよ。だから、本当の狙いは何なんですかと。住民を分断するためにやっているのか。本来の目的は相当外れるんですよ、これ、今のやり方でいくと。

その辺は、きちんとやっぱり考えてもらわないと困るんですよ。単にこれ1行ぐらいね、甲からの要請があった場合は、速やかに対応すること。じゃ、具体的にどう対応するのかをわかっていないわけです。だって、今の農地保全にしたって、拒否されたところで、環境省、あの対応でいったら、住民なんか、たまったもんじゃないですよ。これはやっぱり、きちんと行政が間に入って、この農地はこういう状況なんで、受け取りしませんよということは、これは住民の立場で町も当然動いてくれるんだろうと。まあ、後でコメントもらいますけど、だと思っただけです。

現実には、今パトロール隊をやっている人の不安というのは、雇い主が変わるんだから、変わるわけですよ。で、具体的に何にも知らされないで、この中の敷地に入るんですよ。あとは勤務時間、今度長くなったんですよ。それだけです。川俣町の看板しよった車で、川俣町の制服着てですよ、行くことになるんですか。それはできないわけですね、制度上。しかも、町の固有財産を無償で貸すということは、なるわけですよ、この委託内容を見ると。だって、川俣町の固有財産を日ピスだの、精機に貸したりしていないでしょ。

その辺の法的整備もきちんとやってやらないと、一番たまったもんじゃないのは、そこで、力もなく、言うがままに雇用させられる人たちですよ。だから、この業務細目を見てもわかるとおり、働く人のこと何にも書いていないんですよ。この辺は、きちんと詰まっているんですか。だから、こんなの、いち早く撤回して、きちんと当初予算でやるべきだと私は思うんですよ。課長、本当のことを答えてください。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

再三ですが、この事業は、国の緊急雇用創出事業が23年度の6月から補助対象ということで、町が直接雇用して実施しているものでございます。で、来年度からは、この緊急雇用創出事業では、業務対象外になりますので、国のほうと相談をしまして、この再生加速化事業でやったらどうかということで、ご提案があったところでございます。これなら、業務委託すれば、満額国のほうで面倒を見ますというような返答もございまして、この事業に乗りかわったところでございます。

あくまで、発注者が町でございますから、責任の所在は町にあると思います。町民の問い合わせについては、かなりあると思います。私のほうにも、今問い合わせがあります。4月以前に住民の方なり雇用される方に周知するためには、本議会で債務負担行為の議決をいただいて、事業を進めていきたいと思って、今回、債務負担行為の提案にさせていただいたところでございます。

パトロール隊の事務所と休憩所については、公設民営的な考え方であくまでも町の持ち物ですが、運営するためには民間にも貸し出しをするというようなことで、進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 11番 菅野清一君。

○11番（菅野清一君） だから、そこまで言うのであればね、何も民間に委託する必要ないでしょ。細かいこと、後で委員会でも予算委員会でもできますけど、基本的に今一番その不安はそこにあるわけですよ。だって、雇用者が違うんですから、役場じゃないんだから。その権限はどこまでかという線引き、どこに、ガイドラインも何も聞いていないですよ、我々は。

さっき言ったとおり、町の看板しよった車で、しかも町の制服で。で、これは、雇用者側の制服に切りかえてやってくれるわけですか。ほんじゃ、さっき言った国の再生加速化交付金であるということで、国からしほりあるわけじゃないんですよ。もし、そういうふうにしろと言われるんならば、その復興庁の何ていうセクションのどういう人が言ったのか。いつ、何日に、どういう議論したのか、全部文書で議会に出してください。今までの流れ、交渉の経過を。それを提出してください。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問に答弁申し上げます。

先ほど2番 道弘議員にお話ししたとおり、飯舘村もこのような業務委託でやるということで、国のほうで一斉に業務委託のほうに切りかえた経過がございますので、そういったところで、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） ほかに、質疑あり……（発言する者あり）

今の質問に対しては、議会運営委員会で検討して、あと文書の判断をします。

（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） 討論ありますか。

（発言する者あり）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ほんじゃ、休議します。暫時休議します。

（午後 1 時 4 5 分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午後 2 時 3 2 分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ただいま、議会運営委員会を開きました。

結果を議会運営委員長に発表していただきたいと思います。2番 高橋道弘君。

○議会運営委員長（高橋道弘君） ただいま議会運営委員会を開催をいたしまして、11番議員の質問に対する整理をいたしました。

一つは、福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速化事業を使った場合に、委託しかできないという根拠を明確に答弁をしていただきたいということ。

二つ目には、その事業が、いつ、国との協議で決まったのか。この事実経過を明らかにすることということで、議運で決定いたしまして当局に通知をし、準備ができたところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

資料かい。配るの。資料を配付します。（資料配付）

○総務課長（佐藤広一君） それでは、説明を申し上げます。

皆さんのお手元の資料に、福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業実施要綱、平成27年4月9日版が配付されたと思います。

その中で、第2の事業要件の2の対象事業、別表に掲げる事業とうたっております。で、別表を参照ください。5ページ目を参照ください。

（3）番目の避難区域の荒廃抑制・保全対策、③番の防犯・防災パトロール委託事業ということで、ここで明確に委託事業しか対象になりませんよということで謳っておるところでございます。

そこで、あと、いつ確認をしたのかというところでございます。福島復興局、今野参事官と1月19日に最終的に予算の確認をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 質疑ありますか。

3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） それでは、確認だけさせていただきます。

このパトロール業務委託をして、現在の隊員の方の雇用は確保、そのまま継続して

確保できるのでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁で申し上げたとおり、現在雇用されているのが、パトロール隊で35名いらっしゃいます。そのうち希望される方は、継続してパトロール隊の雇用の希望されている方が30名いらっしゃいますので、その方は優先的に雇用をしていただくような、今仕組みをつくっておるところです。間違いなく4月から雇用されると確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第7，議案第26号「平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第8，議案第27号「平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第9, 議案第28号「平成27年度川俣町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第10, 議案第43号「川俣町新庁舎外構工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 提案を申し上げます。

議案第43号、川俣町新庁舎外構工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

1. 契約の目的 川俣町新庁舎外構工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 工事の場所 川俣町字五百田地内
4. 契約金額 9,288万円
(うち消費税及び地方消費税 688万円)
5. 契約の相手方 川俣町字日和田8番地
株式会社 古俣工務店川俣支店
支店長 古俣 明美

平成28年3月8日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

ご説明申し上げます。

今回の新庁舎外構工事の予定価格は、9,398万4,840円でしたので、この契約締結に際しまして議会の議決を要するため、議案を提案したものでございます。

外構工事の入札につきましては、指名委員会については、平成28年2月19日に指名委員会を行いまして、同日付で公告を行い、指名業者は、株式会社遠藤工務所、香野建設株式会社、コボックス株式会社川俣支店、株式会社長谷川工務店、有限会社ムラカミ工務店、株式会社古俣工務店川俣支店の6社により、平成28年3月4日に指名競争入札により実施しました結果、株式会社古俣工務店川俣支店が落札し、3月7日に仮契約をしたところでございます。

工期は、議案の議決の日から平成28年3月31日までとしております。

工事の概要でございます。建築工事、車庫棟、鉄骨平屋建て、114.78平米、1棟。駐輪場、鉄骨平屋建て、24平米、2棟。屋外整備工事として、U字構の設置が242メートル。集水枒、4カ所。雨水貯留施設、1,117.0平米。フラッグポール、3本、11メートルの高さです。目隠しフェンス、2.0メートルの長さ、9.4メートル。外灯、31カ所、屋外サイン灯の工事等でございます。

以上、議案43号の新庁舎外構工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 1番 高橋です。

27年度の工期は3月31日、これはわかるんですが、28年度に当然繰り越しをするわけですよね。じゃあ、その繰り越ししたときの工事の工期、それについては一切言っていないので、それを言わないと、この議決には、まあ、議決というか、話にならないということになりますので、28年度はいつまでやるのかをお願いしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） ご質問にお答え申し上げます。

工事はいつ完了するのかということでございます。新庁舎の完成の8月を目指して、外構工事も進めていきたいという考えで、今進めておるところでございます。（発言する者あり）

○総務課長（佐藤広一君） 8月末の工期に設定をさせていただきたいと考えております。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） だから、きのう全協であれほどもめて、皆さんも納得したんです

けども、8月の末はわかりましたけど、繰越明許するかどうか、一言も言っていないですね。それ言わないで、8月いっぱいだという話はないので、その辺もう一度お願いしたいと思います。(発言する者あり)

○議長(斎藤博美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 大変すみません。工期ばっかし、先走ったお話しまして。

3月31日をもって、繰越明許を専決処分で行いまして、工期は8月末というよう
な工期で設定をしていきたいという考えです。改めて、申しわけございませんでした。

○議長(斎藤博美君) 10番 遠藤宗弘君。

○10番(遠藤宗弘君) いや、私は何も今年度に発注するわけだから、3月31日までには完成するものと私は理解していたんです。それで、改めて繰り越してやるということになると、まあ、改めて説明があったから、繰り越しで延期するんだと理解したんですが。しかし、本体工事は8月完成ということで今進んでいるわけですね。で、完成すれば、すぐにも役場は移転して、公民館は町民に開放するんだというのが私の希望です。いつまでも役場庁舎、大体同じ日に壊れた役場庁舎は、今全部使っているんですから。国見町を見ても、須賀川を見ても。それがどんどんおくらせていっているようでは、これ、町民に対して非常に申しわけないと思うんで、本体工事8月30、末にできるのであれば、外構工事もこれ8月末にきちんと完成するという確約をお願いしたいと思うんです。

○議長(斎藤博美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) ご質問にお答えを申し上げたいと思います。

一応、先ほども1番議員に答弁したとおり、8月末を目指して工期を設定をして、工事を完了させていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(斎藤博美君) 10番 遠藤宗弘君。

○10番(遠藤宗弘君) 工期が8月末を目指してやるんだということだと、工期というのは、大体完成して引き渡すのが工期だと私は思うんですよね。8月末目指すなんかということになると、まあ、私は素人だから全然わかんないんだけど、本体工事が終わらないうちに、他の業者をあそこの工事場に入れることが可能なかどうかということが心配だから、私は8月末までに完成させてくれと強く言っているんですよ。と、そういう交渉まで含めてやらなければ、本体工事をやっている工事業者が、危ないから敷地内に入らないでくれということになっちゃうんですよ。だから、そこら辺をきちんと担保した完成工期を明らかにしてもらいたいということなんで。(発言する者あり)

○議長(斎藤博美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 質問にお答え申し上げたいと思います。

8月末を工期として設定をして、4月からの契約は締結したいという考えでありますので、8月末で完成を見るということで、今、今後、業者と打ち合わせをしていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（斎藤博美君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これから総務産業及び厚生文教常任委員会を開催していただき、なお、各委員会の運営については、各委員長にお願いいたします。

本日はこれをもって解散いたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時49分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 斎藤博美

同 署名議員 新関善三

同 署名議員 黒沢敏雄